



自殺対策強化月間 いのちとこころのセミナー

沈黙と『あのね』の間で—自死遺族との関わりから

午後1時—4時
2/5日 @アステホール

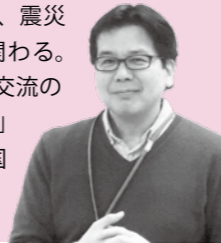
あしなが育英会東北事務所の西田さんを講師に招き、自死遺族との関わりや、東日本大震災で家族を亡くした子どもたちの心のケアなどの活動を紹介。そこから見えてくる「つらいことがあっても生きていけるんだよ」というメッセージをテーマに、自尊感情の大切さやレジリエンス（精神回復力や抵抗力）、SOSの出し方などを講演します。
 また、不登校を経験した大学院生や高校生を交えたパネルディスカッションを行います。
定 300人▷**開** 当日会場へ



問合せ 福祉政策課 ☎(740)1172

あしなが育英会東北事務所長 西田 正弘さん

27年にあしなが育英会東北事務所長に就任。自らの遺児体験を踏まえ、震災遺児たちの心の問題と成長に関わる。病気・自死遺児たちの出会いと交流の場「あしながレインボーハウス」の立ち上げに関わるなど、全国で精力的に活動を続けている。



宝くじの助成を受けて備品を購入

問合せ 参画協働室 ☎(740)1600

川西北コミュニティ連絡協議会が、宝くじの社会貢献広報事業の助成を受けて、複合機や物置などを購入。同協議会の行事などで使用され、今後、地域活動の活性化のために活用されます。

コンビニでの証明書発行

問合せ 市民課 ☎(740)1340

【ミニストップも利用可能に】全国のミニストップで、住民票の写しや印鑑登録証明書、課税証明書など取得できるようになりました。証明書を取るには、マイナンバーカードが必要です。手数料は、一律150円です。
【コンビニでの証明書交付サービスを一時利用停止】
 2月11日(祝)午後5時以降と12日(日)は、設備保守点検のため、コンビニ交付サービスがご利用できません。

アステ市民プラザでの証明書発行

問合せ アステ市民プラザ ☎(740)1115

2月11日(祝)午後5時以降と12日(日)は、設備保守点検のため、アステ市民プラザで証明書発行ができません。

児童手当を振り込みます

問合せ 子育て・家庭支援課 ☎(740)1179

2月10日(金)に4カ月分(10～1月分)の児童手当を振り込みます。支払通知書は発送しませんので、通帳を確認してください。

幼児2人同乗用自転車^かを無償譲渡

問合せ 子育て・家庭支援課 ☎(740)1179

子育て家庭が外出しやすい環境を整備し、負担軽減・支援をするため、幼児2人同乗用自転車(電動アシスト付き)を無償で譲渡します。
 自転車は市が事業で使用していたもので、傷みやバッテリーの消耗があります。整備・メンテナンス費用は譲受者負担になります。
※ 市税(国民健康保険税含む)と保育料を滞納していない世帯で、3月19日(日)現在、1歳から5歳未満の子どもを2人以上養育する16歳以上の市民などの要件を満たす人。ただし、3月19日午前10時—午後3時に市役所地下駐車場まで受け取りに来られる人▷**開** 譲渡した自転車の瑕疵について、市は一切の責任を負いません▷**開** 市役所3階の子育て・家庭支援課に備え付けの申請用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を書き、2月28日(火)(必着)までに同課へ(1世帯1通まで。2通以上の申し込みは無効)

高額医療・高額介護合算制度の申請

問合せ 国民健康保険課 ☎(740)2006

国民健康保険と後期高齢者医療制度で、医療と介護費用の自己負担額(高額療養費などの支給がある場合は、その支給額を差し引いた負担額)を合計し、年間の自己負担限度額(下表参照)を超えた場合、申請により超えた金額が高額医療・高額介護合算療養費として後から支給されます。
 対象期間は27年8月1日から28年7月31日までです。
 ただし500円以下の場合の対象となりません。また、住民票上同じ世帯でも、加入している健康保険が異なる場合は、別世帯扱いとなり合算できません。
 対象者については、2月中旬以降に申請の案内を送付する予定です。ただし、対象期間中に加入保険が変わっている場合などは、案内ができません。
 自己負担の合計額が高額になっている場合、国民健康保険加入者は国民健康保険課へ、後期高齢者医療保険加入者は県後期高齢医療広域連合 ☎078(326)2023へ問い合わせてください。

■高額医療・高額介護合算療養費 自己負担額限度額
 70歳未満の国民健康保険加入者

所得要件	限度額
基礎控除後の所得901万円超	212万円
基礎控除後の所得600万円超901万円以下	141万円
基礎控除後の所得210万円超600万円以下	67万円
基礎控除後の所得210万円以下	60万円
住民税非課税	34万円

70歳以上の国民健康保険・後期高齢者医療加入者

所得要件	限度額
住民税課税標準額が145万円以上で、後期高齢者医療加入者または70歳以上の国民健康保険加入者がいる	67万円
一般	56万円
住民税非課税	31万円
住民税非課税で各所得が必要経費・控除を差し引いたとき0円	19万円

※自己負担限度額は、基準日(計算期間の末日、通常7月31日)現在の区分で適用

配食サービス事業終了のお知らせ

問合せ 長寿・介護保険課 ☎(740)1174

平成11年から行ってきた配食サービス事業は、民間事業者の商品の多様化による利便性の向上やサービス利用者の減少のため、3月31日(金)で終了します。

保険税(料)納付済額のお知らせ

問合せ 保険収納課 ☎(740)1177
 長寿・介護保険課 ☎(740)1148

希望者に、28年1月から12月までの1年間に納付した国民健康保険税と後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付済額のお知らせを送ります。
 国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は保険収納課、介護保険料は長寿・介護保険課で申し込みを(電話・市ホームページから可)。申し込み時に被保険者氏名、生年月日、それぞれの保険の通知書番号、被保険者番号が必要です。すでに登録済みの方には、来年度以降も送付。「納付済額のお知らせ」は川西市に納付した分のみ記載しています。川西市から転出、または他市から転入した人は注意してください。

地籍調査説明会を開催

問合せ 都市計画課 ☎(740)1201

大和西3丁目全域が対象の地籍調査説明会を開催。土地所有者などの関係者は、出席をお願いします。
開 2月10日(金)午前10時—正午、2月11日(祝)午前10時—正午・午後2時—4時▷**場** 大和第1自治会館

阪神高速新料金案が公表されました

問合せ 県高速道路室 ☎078(362)9256

29年度に阪神高速の料金が改定される予定です。料金改定の必要性や新料金案などを、県ホームページ ☎ https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks09/kosokushinryokin.html に掲載しています。

納期限は2月28日(火)です

固定資産税・都市計画税〈第4期〉

課税に関する問い合わせは資産税課 ☎(740)1133、納付については市税収納課 ☎(740)1134へ。

国民健康保険税〈第8期〉

後期高齢者医療保険料〈第8期〉

介護保険料〈第8期〉

詳しくは保険収納課 ☎(740)1177、長寿・介護保険課 ☎(740)1148へ。

2月26日に市税と保険税(料)の休日納付相談窓口を開設

2月26日(日)午前9時半から午後4時まで、市役所1階の保険収納課 ☎(740)1177と長寿・介護保険課 ☎(740)1148、同2階の市税収納課 ☎(740)1134で開設します。